

## 「日本建築学会構造系、計画系ならびに環境系論文集応募規程」の変更について

---

### 学術レビュー委員会

学術レビュー委員会、論文集委員会では、近年、不採用となった論文を不採用理由等の修正を行わずに再投稿する論文が増えていることに対処するため、応募規程の変更を検討してまいりました。

このたび、以下のとおり、応募規程の変更を行い、2014年9月1日より実施することいたしました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 日本建築学会構造系、計画系ならびに環境系論文集応募規程

---

**下線部は今回変更（追加）された箇所**（2014年7月31日理事会決 2014年9月1日実施）

#### 1. 内 容

建築に関する学術・技術・芸術についての下記の論文及び質疑討論とする。 ㊦)

##### (1) 投稿論文 ㊦)

a) 論文は未発表のものに限る。 ㊦)

但し、2項に記載するものについては、未発表のもののみならず。

b) 論文は建築に関連した内容を有し、次のカテゴリーのいずれかに該当するものとする。

カテゴリーⅠ 独創性のある萌芽的研究で、発展性の期待できるもの。 ㊦)

カテゴリーⅡ 新しい知見を与える有用性、実用性に富んだ実測・実験・調査等の研究で、信頼性が高く、学術的、技術的に価値のあるもの。

カテゴリーⅢ 独創性のある理論的又は実証的な研究で、完成度の高いもの。

C) 著者は、投稿時にカテゴリーⅠ～Ⅲのいずれかを申告する。 ㊦)

(2) 質疑討論は、掲載された論文について、掲載後1年以内に投稿するものとし、誌上にて行う。 ㊦)

#### 2. 既発表のものでも応募できる範囲

- (1) 大会学術講演会、支部研究発表会で発表したもの。
- (2) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの。
- (3) 大学の紀要、研究機関の研究所等で部内発表したもの。
- (4) 国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書。

#### 3. 連続する応募の取扱い

- (1) 連続して数編応募する予定の場合には、各編がそれぞれ完結したものとする。この場合の表題は主題を適切に表したものとし、総主題をサブタイトルとする。
- (2) 連続した数編を応募する場合には、さきの編の査読終了後、続編が受理される。

#### 4. 応募資格

本会会員（個人）とする。

## 5. 原稿

- (1) 論文および質疑討論は、和文・英文のいずれでもよい。 ㊦)
- (2) 論文および質疑討論の本文の前に英文要旨およびキーワードを添える。 ㊦)㊨)
- (3) 論文は、刷上り6頁以内を基準とし、超過頁は4頁を限度とする。 ㊦)㊨)㊮)
- (4) 版下またはレイアウトなどの原稿投稿の形態および執筆の詳細は、「執筆要領」を参照する。 ㊦)㊨)㊮)
- (5) 最終の原稿の作成時、採用原稿の字句または文章の書き足し、書き改めは認めない。 ㊨)㊮)

## 6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、執筆要領に沿って作成し、原則として電子投稿とし、PDF ファイルを提出する。ただし、紙面投稿の場合は3通(コピー)を提出する。 ㊮)  
採用決定後、最終の原稿をPDF ファイルで提出する。ただし、紙面投稿の場合は1通提出する。 ㊦)㊨)㊮)㊮)
- (2) 原稿の提出に際しては、「論文」「質疑討論」の区別、査読希望の論文のカテゴリーおよび下記の査読希望専門研究部門名を所定の用紙に明示する。 ㊦)㊨)  
「材料施工」「構造」「防火」「海洋建築」「情報システム技術」「環境工学」「建築計画」「都市計画」「農村計画」「建築社会システム」「建築歴史・意匠」「教育」「文教施設」「災害」「地球環境」 ㊮)㊦)㊮)㊮)  
なお、「材料施工」「構造」は構造系論文集、「建築計画」「都市計画」「農村計画」「建築社会システム」「建築歴史・意匠」は計画系論文集、「環境工学」は環境系論文集に掲載される。また「防火」「海洋建築」「情報システム技術」「教育」「災害」「文教施設」「地球環境」の領域横断的部門は、原則として環境系論文集に掲載される。ただし、発表者の申告があった場合には、論文集委員会の判断により他系に掲載することができる。 ㊦)㊨)㊮)㊦)㊮)㊮)㊮)
- (3) 原稿の提出期日は、各月10日24時締めとする。ただし、紙面投稿の場合は17時締めとし、10日が土曜日、日曜日、祭日の場合、直前の平日17時締めとする。 ㊮)㊮)㊮)
- (4) 原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。原稿受理日が当月の10日以前の原稿を当月より査読を開始する原稿とする。 ㊦)  
ただし、内容の訂正などを指摘された原稿で本会発送日より2ヶ月以内に改訂原稿が返送されない場合は、最初の受理日は無効とし、改訂原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。

## 7. 論文の採否

- (1) 論文の採否は本会論文集委員会が査読の判定基準に基づいて決定し、著者に通知する。 ㊦)
- (2) 論文については査読の判定基準は以下の通りである。 ㊦)
  - a. 全般的な査読の項目 ㊦)
    - a-1) 提起した問題、導入した概念や方法、発見した事実や法則の新規・独創性および得られた結果の学術的および技術的な新規性・有用性。 ㊦)

- a-2) 論旨, 論拠の妥当性・明快性, 方法(実験, 調査等)とその結果の信頼性・再現性および研究展望, 研究の位置付けの適切さ。 ㍑)
- a-3) 表現, 用語や関連文献引用の適切さおよび商業主義からの中立性。 ㍑)
- b. 論文をカテゴリーに応じて, つぎの基準で査読する。 ㍑)
  - b-1) カテゴリーⅠの論文については, 萌芽性, 発展性, 独創性を重視し, その信頼性と完成度については評価するが過度に重視しない。 ㍑)
  - b-2) カテゴリーⅡの論文については, 学術的および技術的有用性, 実用性を重視し, その新規性と信頼性, 完成度についても評価する。 ㍑)
  - b-3) カテゴリーⅢの論文については, 独創性, 学術的価値性・有用性, 信頼性を重視し, 完成度も評価する。 ㍑)
- (3) 論文のカテゴリー区分は, 査読時の評価判定に用いるとともに, 論文集への掲載時に記載する。 ㍑)㍑)
- (4) 査読の結果, 「採用」の論文には, 採用決定日を明記する。 ㍑)
- (5) 査読の結果, 「再査読」の場合は, 修正された原稿について改めて査読を行う。
- (6) 査読の結果が「不採用」の場合で, その「不採用」の理由に対して, 論文提出者が明らかに不当と考えた場合には, 不当とする理由を明記して, 本会論文集委員会委員長あてに異議申し立てをすることができる。ただし, 「異議申し立て」については書面にて提出する。 ㍑)㍑)
- 異議申し立てが認められた場合は, 不採用確定時の論文を対象に, 査読委員を変更して審査する。 ㍑)
- (7) 査読の結果が「不採用」となった論文, および査読を受けた後に取り下げた論文を再投稿する場合は, 再投稿であることを投稿時に申し出る。査読にもとづいた修正を行わずに再投稿することは認めない。 ㍑)

## 8. 質疑討論の採否 ㍑)

質疑討論の採否並びにその取扱いは論文集委員会が行う。 ㍑)

## 9. 著作権

- (1) 著者は, 掲載された論文・質疑討論の著作権の使用を本会に委託する。  
ただし, 本会は, 第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請がある場合は, 原著者に連絡し許諾の確認を行う。 ㍑)
- (2) 著者が, 自分の論文・質疑討論を自らの用途のために使用することについての制限はない。 ㍑)
- (3) 編集出版権は, 本会に帰属する。 ㍑)

## 10. 論文集の体裁 ㍑)

論文集の刷り体裁をA4判とし, 本文が8ポイント程度となるようにする。 ㍑)㍑)㍑)

## 11. 登載料・超過頁料・カラー印刷掲載料

採用された論文は本会論文集登載料として, 版下原稿の場合は20,000円, レイアウト原稿の場合は40,000円を徴する。本文の刷上り頁数が基準頁数の6頁を超過した場合は超過

頁料として、次の料金を加算する。リ)

7頁の場合は20,000円、8頁の場合は40,000円、9頁の場合は75,000円、10頁の場合は110,000円(ロ)ハヌ)

また、カラー印刷による掲載は、著者の申し出により行うことができる。カラー印刷に要する費用は著者の負担とする。

## 12. 別刷

論文および質疑討論の別刷は、有料にて頒布する。ロ)

## 13. 提出先 ヌ)

電子投稿による論文、質疑討論の原稿提出先は、本会ホームページ論文集応募原稿募集案内に指定された原稿提出用サイトとする。紙面投稿による論文、質疑討論の原稿および異議申し立ての文書は、下記宛に送付する。(リ)

〒108-8414 東京都港区芝5丁目26番20号  
日本建築学会 論文集委員会

付表 論文の評価項目

カテゴリー	I	II	III
独創性	○	※	○
萌芽性	○		
発展性	○		
技術的有用性		○	
学術的価値性・有用性		○	○
信頼性	※	○	○
完成度	※	○	○

[凡例]

○ 評価の対象とする

※ 評価するが、過度に重視しない

## 14. その他

(1) 査読中論文の著者が変更された場合、その時点で提出論文は新規論文として受理したものとして取り扱う。(リヌ)

## 15. 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。リ)

## — 附 則 —

この規程は2009年12月23日より適用する。(リ)

この規程は2014年9月1日より適用する。(リ)